

## 神戸市ファミリー・サポート・センター事業運営業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、神戸市ファミリー・サポート・センター事業運営業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、プロポーザル方式により、選定するための必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 業務名

ファミリー・サポート・センター事業運営業務

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 対象期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

#### (4) 契約上限額（年額）

25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、本契約に係る令和6年度当初予算が成立しない場合は、本契約を締結しないことがある。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、神戸市の完了検査を経て支払う。

なお、受託者の請求により、業務着手に必要な範囲内において前金払いをすることができる。前金払いの支払方法については、各年度の契約金額の5割を上限に受託者の請求により支払う。各年度の契約金額の残額についても、受託者が希望する場合は、下半期に受託者の請求により支払う。

#### (3) その他

契約締結後、受注者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 本店・本社を神戸市内に有する者であること
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (9) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (10) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (11) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

#### 5. スケジュール ※変更の可能性がります

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 公募開始        | 令和5年11月29日（水）    |
| (2) 参加登録申込書提出期限 | 令和5年12月13日（水）正午  |
| (3) 質問票提出期限     | 令和5年12月15日（金）正午  |
| (4) 質問に対する回答    | 令和5年12月26日（火）予定  |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年1月17日（水）正午必着 |
| (6) 選定委員会       | 令和6年1月中旬予定       |
| (7) 選定結果通知      | 令和6年1月中旬予定       |

#### 6. 応募手続き等に関する事項

##### (1) 書類の配布

ア. 配布期間 令和5年11月29日（水）から令和6年1月17日（水）まで

イ. 配布場所 神戸市ホームページに掲載

ウ. 配布書類

- ①企画提案募集要領（本書）
- ②仕様書
- ③各種様式（様式第1～8号）

##### (2) 参加申込手続き

ア. 受付期間 令和5年11月29日（水）から令和5年12月13日（水）正午まで

イ. 提出書類

参加登録申込書（様式第1号）

ウ. 提出場所

本要領9に定める担当部署まで、Eメールまたは郵送または持参。

持参による場合は、事前に電話連絡すること。

郵送による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出場所に必着とすること。

### （3）質問の受付

ア. 受付期間 令和5年11月29日（水）から令和5年12月15日（金）正午まで

イ. 提出方法 質疑書（様式第2号）に内容を記載し、本要領9に定める担当部署までEメールにより提出すること。

また、送信後、到達確認のため本要領9に定める担当部署に電話連絡すること。

ウ. 回 答 令和5年12月26日（火）までの間に参加者全員に対してEメールにより回答予定。

### （4）企画提案書等の提出

ア. 提出書類

①会社・団体概要説明書（様式第3号）

②実施体制説明書（様式第4号）

③業務実績説明書（様式第5号）

④企画提案書（様式第6号）

⑤収支計画書（様式第7号）※5か年分提出

⑥法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【写し可】

⑦国税の納税証明書（その3の3）【写し可】

⑧印鑑証明書【原本】

⑨神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第8号）

※⑥～⑧は発行日より3ヶ月以内のものとする。グループ（JV）による申し込みの場合は、すべての構成員について⑥～⑧の書類の提出が必要。

イ. 提出方法 各書類のデータを要領9に定める担当部署までEメールにより提出すること

ウ. 受付期間 令和5年11月29日（水）～令和6年1月17日（水）

## 7 選定に関する事項

### （1）審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「神戸市ファミリー・サポート・センター事業運営委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査し、下記基準により、総合

的に判断する。

また、必要に応じて応募者よりヒアリング等を行うものとする。

## (2) 選定基準及び配点

選定基準		配点
申請者に関する事項	・子育て支援等に関する業務実績	10
業務体制に関する事項	・適切かつ実現可能な業務体制 ・アドバイザーの人員配置・内容	20
業務内容に関する事項	・事業の趣旨に対する理解 ・広報周知の方法 ・会員確保のための工夫 ・会員講習会・交流会等の提案内容 ・個人情報の保護 ・緊急時・事故時の対応	55
収支に関する事項	・見積金額の妥当性	15
合計		100

## (3) 選定方法

ア. 提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。  
選定委員会委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。

なお、評価が同点の場合は、選定委員会委員の多数決により当該同点者の順位を決定する。

※ただし、以下に該当する応募者は選定しない。

- ・合計点が 50 点未満の場合
- ・見積価格が委託金額の上限額を上回った場合

イ. 選定委員会（プレゼンテーション審査）の実施

- ・日時 令和6年1月中旬 ※詳細は別途通知する。
- ・場所 神戸市役所
- ・内容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション  
(プレゼンテーション10分程度、質疑応答10分程度)

ウ. 委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の協議を行う。

エ. 委託候補者が辞退または協議が不調となったときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

#### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア. 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ. 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ. 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ. 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### (5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

### 8 提案に要する費用、条件等

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 提出期限後の提出や提出後の差し替え等は認めない。
- (6) 参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- (7) 参加申込が1者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項については、協議により定める。また本要領の定め、疑義が生じた場合は同様とする。

### 9 提出先、問い合わせ先

担当部署：神戸市こども家庭局こども青少年課

ファミリー・サポート・センター事業担当

住 所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所7階

電 話：078-322-6399 (FAX：078-322-6043)

Eメール：[kk\\_hiroba@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kk_hiroba@office.city.kobe.lg.jp)